

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、そ
の翌日)
(當日が休日と
たる場合)

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第七百二十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十一年九月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

北村弓河内土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 中 稔 男 八頭郡河原町大字北村一九〇

森 口 幸 雄 二四八

上 田 哲 雄 二〇一

山 口 弘 次 七三〇一

森 田 豊 二〇八

北 村 道 之 二〇三

竹 内 茂 利 三一七

露 木 市 美 操 六八

米子市和田町字上松中三二九の一
解除にかかる保安林の所在場所

鳥取県告示第七百二十七号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
昭和五十一年九月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

告 示

鳥取県告示第七百二十七号

目 次

◇告 示 保安林の指定の解除

土地改良区の役員の就退任

土地改良事業の認可(二件)

公有水面の埋立ての免許の出願

二七四
一四七
一六四
二七四
一五二
弓河内二四六
弓北村一九〇
二四八
二〇一
七三〇一
二〇八
二〇三
三一七
六八
八五

監事	中嶌房雄	"	北村三三二
"	中塚益雄	"	弓河内一九一
昭和五十年六月二十九日開催の総会において総選挙の結果当			
五十年七月十二日就任 任期四年			
中海土地改良区			
退任した役員の住所及び氏名			
理事 松本弥須夫	米子市大崎六四〇番地		
木村朝吉	" 八一八 "		
渡部得寿	" 一七一六 "		
矢倉義治	" 一四二七 "		
長谷川正	" 萩津一四八五 "		
監事 大西雄之進	彦名町七四二二番地二		
矢倉虎彦	"		
矢倉正八郎	" 六四一 "		
木村全一	" 八二三 "		
任期満了により退任			
中海土地改良区			
就任した役員の氏名及び住所			
理事 松本弥須夫	米子市大崎六四〇番地		
松本人史	" 一〇〇六 "		
角喜八郎	" 一一六四 "		

矢倉信栄	一五六七
吉岡 皎	霞津一七七八
長谷川 正	一四八五
監事 矢倉義治	彦名町六一一〇
監事 矢倉三郎	霞津五五四
石橋 正	大崎一四二七
" " "	" " "
香取土地改良区	一五六三
退任した役員の氏名及び住所	昭和五十一年五月十五日開催の総代会において無投票当選し、昭和五十一年五月二十六日就任 任期四年
若上土地改良区	昭和五十一年三月三十日家事の都合により退任
退任した役員の氏名及び住所	昭和五十一年六月二十日死亡により退任
東郷湖周辺土地改良区	理 事 竹内武雄 西伯郡中山町松河原一四六五番地の一
退任した役員の氏名及び住所	理 事 萬治義治 倉吉市鴨河内一二一三番地
東郷湖周辺土地改良区	理 事 寺地八一 東伯郡東郷町大字宮内一七六番地
退任した役員の氏名及び住所	森 清治
引地三五六	" "

鹿田近雄	岡本一正	前田万龜夫	門田四〇三
嶋田安夫	中村武夫	伊木嘉藏	羽合町大字上浅津一一六番地一 三四番地
市橋衡	松井正義	本荘英博	下浅津一一六 橋津四一一
故島賢市	藤原敏治	山田善治郎	東郷町大字野方六六 羽合町大字長瀬一、一五〇番地六
本多不二雄	本多不二雄	本多不二雄	東郷町大字野花四五一番地 羽合町大字上浅津六三三番地 下浅津一五三番地
任期満了により退任			
就任した役員の氏名及び住所			
東郷湖周辺土地改良区			
理事事寺地八一	森清治	鹿田近雄	東伯郡東郷町大字宮内一七六番地 引地三五六
岡本一正	前田万龜夫	長和田五八九	門田四〇二
伊木嘉藏	中村武夫	羽合町大字上浅津一三四	四〇三
二九五			

松井正義

橋津四一一

谷野信隆

平田九八

本荘英博

東郷町大字野方六六、一五〇番地の六

大谷溜池土地改良区

任期満了により退任

監事 藤原敏治

羽合町大字上浅津六三三番地の一
東郷町大字野花四五一一番地

就任した役員の氏名及び住所

西伯郡大山町妻木四九七番地

監事 山田増夫

昭和五十一年七月二十五日就任 任期四年

谷野信隆

平田九八

稻光井手土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

監事 本田政雄 西伯郡大山町唐王七二八番地

妻木四七一

監事 深田貞芳

任期満了により退任

稻光井手土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

監事 本田政雄 西伯郡大山町唐王七二八番地

妻木四七一

鳥取県告示第七百二十九号

日南町から申請のあつた町営土地改良（印賀地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年九月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年九月十七日

鳥取県知事 平林鴻三

昭和五十一年四月九日開催の通常総代会において総選挙の結果当選し、昭和五十一年四月二十日就任 任期四年

大谷溜池土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

監事 汐田長好 西伯郡大山町妻木四九七番地

昭和五十一年九月十七日

鳥取県知事 平林鴻三

青谷町から申請のあつた町営土地改良（桑原地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年九月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

鳥取県告示第七百三十一号

公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、公有水面埋立法（大正十一年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取県土木部河港課及び鳥取県鳥取土木出張所に備え置いて公衆の縦覧に供する。

昭和五十一年九月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- (一) 位置
岩美郡岩美町大字浦富字二タ股三一八九番三、三一八九番一六、三一八九番一八及び三一八九番一九地先
- (二) 区域
次の各地点を順次に直線で結んだ線及びへの地点トイの地点とを結んだ線により囲まれた区域
- イ A 地点から一四〇度〇〇分三六六メートルの地点
ロ A 地点から一三九度三〇分三七三メートルの地点
ハ A 地点から一四四度五五分四六五メートルの地点
二 A 地点から一四七度五〇分四五六メートルの地点
ホ A 地点から一四三度五五分三七二メートルの地点
ヘ A 地点から一四一度一〇分三八〇メートルの地点

(三) 面積
六一六・二〇平方メートル(三) 面積
五

- 一 出願人の名称、代表者の氏名及び住所
田後港港湾管理者 鳥取県 烏取県知事 平林鴻三
- 二 埋立区域
鳥取市東町一丁目一二〇番地
- (一) 位置
岩美郡岩美町大字浦富字二タ股三一八九番三、三一八九番一六、三一八九番一八及び三一八九番一九地先
- (二) 区域
次の各地点を順次に直線で結んだ線及び4の地点と1の地点とを結んだ線により囲まれた区域

(四) 埋立ての用途
二、四一六・二〇平方メートル

- 物揚場用地

五 出願年月日
昭和五十一年八月十八日

- 1 田後燈台（北緯三五度三五分三四・〇六秒東経一三四度一九分〇八・六九秒。以下「A地点」という。）から一四〇度〇〇分三六六メートルの地点
- 2 A地点から一三九度三〇分三七三メートルの地点
- 3 A地点から一四四度五五分四六五メートルの地点
- 4 A地点から一四五度三〇分四六二メートルの地点